

野田市国土強靱化地域計画

令和2年3月

野 田 市

目 次

基本計画編

第1章 総論

- 1 計画の策定趣旨 P4
- 2 本市の地域特性 P5
- 3 計画の位置付け P7
- 4 計画の構成 P7
- 5 地域防災計画との違い P8
- 6 地域を強^{じん}靱化する上での目標 P9

第2章 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定と脆弱^{ぜいじゃく}性評価の結果

- 1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定 P10
- 2 脆弱性評価の結果 P12

第3章 強靱化の推進方針

- 1 リスクシナリオにおける「施策」及び「推進方針」 P25
 - (1) 被害の発生抑制により人命を保護する P25
 - (2) 救助・救急及び医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する P31
 - (3) 必要不可欠な行政機能を確保する P33
 - (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する P34
 - (5) 経済活動を機能不全に陥らせない P35
 - (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に^{とど}めるとともに、早期に復旧させる P37
 - (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない P39
 - (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する . . . P40

第4章 対応方策の重点化と計画の進捗管理

- 1 対応施策の重点化 P41
- 2 計画の進捗管理 P42

アクションプラン編

【事前に備えるべき目標】

- 1 被害の発生抑制により人命を保護する・・・・・・・・・・P44
- 2 救助・救急及び医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する・・・・・・・・・・P56
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する・・・・・・・・・・P60
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する・・・・・・・・・・P61
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない・・・・・・・・・・P62
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる・・・・・・・・・・P64
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない・・・・・・・・・・P67
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する・・・・P69

基本計画編

第1章 総論

1 計画の策定趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)は、マグニチュード9.0の大規模な地震で太平洋側に大きな被害をもたらした。

本市においても、震度5強の揺れを記録し、人的被害として死者1人、軽傷者5人、火災が1件、住家被害として全壊1棟、半壊6棟及び一部破損1,931棟であり、その他道路の亀裂や陥没等が96か所発生し、利根川・江戸川等の堤防も24か所において法面の崩れ等が確認された。

また、令和元年9月5日に発生した台風15号が関東地方に接近し、その勢力は観測史上最強クラスであり、9月9日には上陸し、千葉県を中心に大きな被害が発生した。

この台風により、千葉県内で送電塔2本と電柱84本が倒壊した他、推計約2,000本の電柱が損傷したことから、県内でも停電が発生し、水道の供給及び通信障害の復旧に多大な時間を要した。台風の進路が少しでも北側にずれていたなら、本市においても甚大な被害が発生した可能性がある。

さらに、近年の地球温暖化に伴う気候変動により、台風の大型化、集中豪雨や突風被害が多発しており、平成27年9月の関東・東北豪雨では、各地に浸水被害が発生する等、多岐にわたる災害に向けた防災・減災対策が急務となっている。

一方、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布、施行され、平成26年6月に同法に基づく「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。これらの法・計画では、市町村は国土の強靱化を推進する責務を有しており、その責務を達成するための計画として、国土強靱化地域計画を策定することが求められている。さらに、平成27年の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された、令和12年を期限とする持続可能な開発目標(SDGs)の取組として、国はSDGs実施指針を策定し、優先課題の一つとして「持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備」を定めている。

これらの状況を踏まえ、本市においても、事前に防災・減災に係る施策を進め、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な野田市を目指し、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な行政機能や社会・経済の構築に向けた「国土強靱化」を推進するため、「野田市国土強靱化地域計画」を策定するものである。

2 本市の地域特性

(1) 自然特性

ア 位置・面積

本市は、千葉県の北西部、関東平野のほぼ中心にあり、利根川とその支流である江戸川及び利根運河とに囲まれ、東京都心からは約 30km、千葉市に 45km の距離、東経 139 度 52 分 29 秒、北緯 35 度 57 分 18 秒に位置し、面積は 103.55 km²である。

イ 地形

本市は、南北に細長い三角形の地形をしている。市のほぼ全域に台地が分布しているが、利根川、江戸川の一部流域には氾濫低地が発達し、砂の堆積した微高地（自然堤防）が形成されている。台地面は、両河川に注ぐ多数の支流や水系に由来する谷や凹地の形成により、複雑な地面となっている。

ウ 気象

気象は、我孫子地点で年間平均気温 15.3℃（平成 30 年）であり、1 年を通じおおむね温暖な気候となっている。

また、降水量は年間約 1,193.5mm（平成 30 年）であり、近年は、減少傾向にある。

(2) 社会・経済特性

ア 人口

本市の人口は、令和元年 12 月 1 日現在 154,451 人で、世帯数は 68,854 世帯であり、平成 24 年の 157,363 人をピークに減少傾向となっている。

将来人口の推移は、令和 2 年以降は減少で推移し、令和 22 年には 136,975 人（平成 22 年から 11.9%減少）になるものと推計されている。

また、高齢者（65 歳以上）の人口は増加傾向を示しているが、将来推計では令和 17 年には減少に転じ、令和 22 年には 49,153 人になると見込まれている。（野田市人口ビジョンより）

イ 交通

(ア) 道路

基幹道路網は、南北約 20km と細長い地形を呈している野田市の都市構造を支える道路網として、南北軸として国道 16 号、主要地方道結城野田線、主要地方道松戸野田線、主要地方道我孫子関宿線、東西軸として主要地方道つくば野田線、主要地方道越谷野田線、主要地方道境杉戸線で構成される。

また、大規模災害が起きた場合における、避難・救助を始め、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に、重要な路線を緊急輸送道路として定められている。野田市内では、国道 16 号、主要地方道つくば野田線、主要地方道松戸野田線、主要地方道越谷野田線、主要地方道結城野田線、主要地方道境杉戸線、主要地方道松伏庄和関宿線が指定されている。

(イ) 鉄道

鉄道網は、東武野田線（のだせん）が、埼玉県さいたま市大宮区の大宮駅から千葉県柏市の柏駅を経て船橋市の船橋駅を結ぶ鉄道路線があり、平成 26 年 4 月 1 日より全線で「東武アーバンパークライン」（TOBU URBAN PARK Line）の路線愛称名が付けられている。しかしながら、東京都心から 30km 圏内にあり、人口 15 万人強を抱えるが、都心に直結する鉄道がなく、平成 28 年 4 月の交通政策審議会答申において、「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」として、東京 8 号線の延伸（押上～野田市）が位置付けられている。

ウ 産業経済

近年、郊外型・沿道型の大型店の立地が進み、市街地内の商業地においては、店舗の老朽化や後継者問題、駐車場不足、交通アクセス問題、空き店舗の増加など、商業を取り巻く環境は極めて厳しい状況になっている。

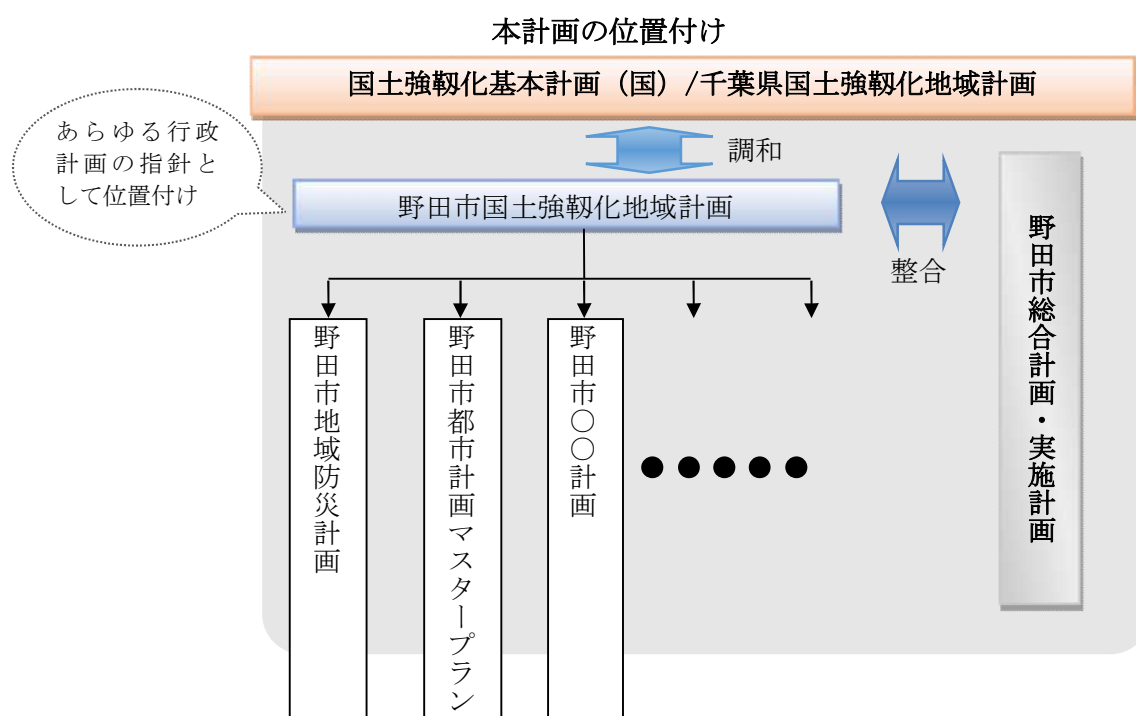
また、野田市の工業は、市の中心部に長い歴史と伝統を有する^{しょう}醤油醸造業や関連産業により発展し、現在も野田市駅周辺などにおいて、多くの工場が稼働している。また、国道 16 号が市の中心を通り、交通の利便性が高いことから、金属・機械を中心とした 6 か所の工業団地が立地し、市の活力を支えている。

さらに、農地は、その大部分が関宿地域の河川沿いと野田地域の国道 16 号の東側や南部地区の今上周辺に分布しており、台地部分では、ほうれん草や枝豆、キャベツなどの野菜類の作付けが行われ、低地部では、水稻を中心とした作付けにより農業が営まれている。

3 計画の位置付け

国の国土強靱化地域計画策定ガイドラインによれば、市が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化における市の様々な分野の計画・取組の指針となる「アンブレラ計画」としての性格を有することとされている。

本計画も、上位に位置する国の「国土強靱化基本計画」や「千葉県国土強靱化地域計画」と調和を図りつつ、野田市総合計画・実施計画で示されている取組や将来像と整合を図りながら、市のあらゆる行政計画の指針として、分野横断的・網羅的に取組を整理するための計画として位置付ける。



4 計画の構成

本計画は、「基本計画編」及び「アクションプラン編」の2編で構成するものとし、主な内容は次のとおりとする。

基本計画編	・計画の基本的な考え方 ・脆弱性の分析・評価とリスクシナリオへの対応方策 ・対応方策の重点化
アクションプラン編	・事業内容及び数値目標等

※野田市総合計画・実施計画と整合を図るため、アクションプラン編の計画期間は令和元年4月1日から令和4年3月31日までの3か年とする。

ただし、必要な事項は適宜、追加、見直しすることができるものとする。

5 地域防災計画との違い

地域防災計画では、地震や風水害など個別の災害やリスクごとに計画を策定するが、国土強靱化地域計画では、様々な災害やあらゆるリスクを見据えた計画とする。

また、地域防災計画では、発災前・発災時・発災後のそれぞれにおいて実施すべき取組を対象とするが、国土強靱化地域計画では、発災前（平常時）に実施すべき取組を整理・具現化する。

さらに、国土強靱化地域計画では、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を踏まえ、それが回避できなかった場合の影響の程度、施策の重要性、緊急度等を考慮して、対応方策の重点化を行う。

地域防災計画との違い

項目	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討のアプローチ	自然災害全般	災害種類ごと
対象とする局面	発災前（平常時）	発災前・発災時・発災後
対応方策の重点化	重点化を行う	—

6 地域を強靱化する上での目標

地域強靱化を推進していく上で、目標を明確にすることが重要である。

本市では、国の国土強靱化基本計画を踏襲することとし、地域強靱化を推進する上での「基本目標」及び基本目標をより具体化した「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定する。

【基本目標】：

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興



【事前に備えるべき目標】：

- (1) 被害の発生抑制により人命を保護する
- (2) 救助・救急及び医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第2章 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の

設定と脆弱性評価の結果

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	被害の発生抑制により人命を保護する	1-1	【地震】住宅・建物・交通施設・電柱等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	【大規模火災】密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	【洪水・風水害】突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
2	救助・救急及び医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	【物資・燃料】被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の途絶
		2-2	【救助・救急】自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、エネルギー供給の途絶による災害活動の停止
		2-3	【医療】医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート ^{まひ} の途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-4	【衛生管理】被災地における疫病・感染症等の大量発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	【警察機能】被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	【災害対策本部・行政】地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	【電話・メール】防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	【マスメディア等】テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	【情報サービス】災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	【供給連鎖】サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	【エネルギー】エネルギー供給の途絶による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	【食料】食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	【エネルギー】電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・L P ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	【上下水道】上下水道の長期間にわたる供給停止
		6-3	【汚水処理】汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	【交通インフラ】地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	【堤防・水門・樋管等】防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	【地震～火災】地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	【倒壊～交通麻痺】沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の崩壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3	【有害物質】有害物質の大規模拡散・流出
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	【災害廃棄物】大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	【浸水】広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-3	【基盤】市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	【労働力】労働力の減少及び地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

2 脆弱性評価の結果

野田市地域防災計画を参考としながら、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、国土強靱化に資する施策について整理し、脆弱性評価を実施した。

脆弱性評価の結果は、下表のとおりである。

事前に備えるべき目標 1 被害の発生抑制により人命を保護する

起きてはならない最悪の事態

- 1-1【地震】住宅・建物・交通施設・電柱等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
- 1-2【大規模火災】密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
- 1-3【洪水・風水害】突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

対象の 事 態	回避に向けた評価結果
1-1, 1-2	市内には密集住宅地があるため、道路や公園の整備により、避難路の確保、火災の延焼防止対策や空き家対策を促進し、都市構造全体の防災性を高めていくまちづくりを推進することが緊急かつ重要な課題である。
1-1	切迫性が指摘されている地震から市民の生命及び財産を守るため、野田市耐震改修促進計画に基づき、住宅やブロック塀について、耐震診断やブロック塀撤去、耐震補強工事等を行う市民等を引き続き支援するなど、住宅その他建築物の耐震化を促進する必要がある。
1-1	各施設において、引き続き、機能保全を図ることを目的とし、計画的な改修により維持管理を行うとともに、施設の利用計画に応じた耐震化・不燃化等を図る必要がある。 また、学校等施設の長寿命化を図るため、計画的な建て替えや保全改修を行うとともに、施設環境・機能を改善するための整備を行う必要がある。 特に、小中学校等の施設については災害時に避難所として多数の被災者を受け入れることとなるため、「どんな人にも使いやすい（ユニバーサルデザイン）」多機能トイレへの改修等を行う。また、体育館等には空調設備の整備を行い被災者等の健康・避難所生活環境の確保を図る必要がある。
1-1, 1-3	浸水想定区域や地震の揺れの大きさの分布を事前に市民等へ周知することで、市民等の危機管理意識の向上や自主避難態勢の確立など、被害の軽減に極めて有効であることから、引き続き周知に努めていく必要がある。
1-1～1-3	災害時には、災害の状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関が連携して組織的に活動するとともに、情報を市民等に伝える体制とその情報の正確性、確実性を絶えず向上していく必要がある。

	る。また、消防力を確保し、常に市民ニーズの把握に努める必要がある。
1-1～1-3	発災直後、行政による救出救護体制の整わない状況下においては、地域の助け合いが重要であり、隣近所での助け合いの精神を基本に、市、市民、自治会等が協力し、要配慮者等も含めた避難援助体制を推進する必要がある。
1-1	緊急車両や救援物資運搬車両が通行するための幹線道路を整備し、橋梁、トンネルなどの重要道路施設を適正に維持管理していくことが重要である。
1-1, 1-2	大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の火災予防・被害低減のため改善整備について取り組む必要がある。
1-1	大規模災害時に液状化や建物損壊等による被害を受けやすい電柱については、無電柱化を推進し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を図る必要がある。
1-1	鉄道利用者等の安全確保及び輸送機能の維持など安全性の向上を図るとともに、災害時における応急対策活動や地域住民の避難が迅速かつ円滑に行えるよう、連続立体交差事業の整備を促進する。
1-1	駅前広場は、交通結節機能や広場機能として極めて重要であり、特に災害時には、交通拠点、避難拠点、物流拠点になり得ることから、早期整備が必要であるとともに、自由通路や駅前広場へと接続する歩行者通路を整備することにより、歩行者の安全かつ快適な動線確保する。
1-3	3方に一級河川が流れているため、河川氾濫や内水被害等による洪水浸水被害に対して、河川や水路、雨水幹線及びポンプ場の整備と併せて、雨水流出抑制対策や農地、緑地などによる保水能力の維持向上策について、十分な対応措置を講ずる必要がある。
1-3	洪水被害等の発生又は発生のおそれが生じた場合、その被害の軽減を図るため、関係機関と連携して、速やかに水防活動を実施することが重要である。
1-1～1-3	避難所における避難者の安全かつ健康的な生活を確保するため、市、市民、自治会及び学校など関係機関は、連携して訓練を実施し、災害時に円滑な避難所運営が行える体制を整備する必要がある。
1-1～1-3	不特定多数の人が集まる施設の倒壊を防ぐため、施設の耐震化及び老朽化対策、文化財所有者への耐震化の支援を実施する必要がある。さらに、避難所となる施設のバリアフリー化を図る。加えて、文化財所有者への防火対策等の支援及び全市民に対し、講座等を通じた防災教育を実施する必要がある。
1-1, 1-3	既存の造成宅地について予防対策を進めるため、変動予測調査を実施し、その結果を公表することで住民の滑動崩落被害に関する理解を深めるとともに、危険箇所の滑動崩落調査を実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急及び医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

起きてはならない最悪の事態

- 2-1 【物資・燃料】被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の途絶
- 2-2 【救助・救急】自衛隊、警察及び消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、エネルギー供給の途絶による災害活動の停止
- 2-3 【医療】医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
- 2-4 【衛生管理】被災地における疫病・感染症等の大量発生

対象の 事 態	回避に向けた評価結果
2-1	災害時応援協定による物資調達の実効性を確保するとともに、物資供給を円滑に行うため、関係課及び関係団体で構成する連絡会を設置している。今後は、継続的に連絡会を開催し、大規模災害時に円滑に物資を供給できる体制を強化することが必要である。
2-1, 2-3	小中学校及び幼稚園の敷地内には、数多くの樹木が植栽されているが、中には枝ぶりが大きくなり過ぎて民地や道路に越境し通行に支障を与えているものがある。また、校舎や電線等よりも高い樹木もあることから、倒木などによって交通障害や停電を引き起こし、救助・救急活動等に支障を来さぬよう計画的な伐採等を図る必要がある。
2-1	物資や燃料を運搬する車両が通行するための幹線道路を整備し、橋梁、トンネルなどの道路施設を適正に維持管理していくことが重要である。
2-1	鉄道の高架下などを活用し、防災物品を備蓄しておき、災害に備える。
2-2	救急救命士の新規養成及び高度な救急救命処置等が実施可能な救急救命士の養成を計画的に実施する必要がある。
2-2	高齢化社会への推移及び多様化する自然災害による消防需要増大に対応するため、消防活動体制を強化する必要がある。
2-2	消防・救急無線のデジタル化、映像情報システム（ドローン等）の有効活用、各種通信媒体の活用等により情報の収集・伝達体制を確保し、大規模災害発生時における消防通信体制を強化する必要がある。
2-2	災害活動を継続するためエネルギーの供給を確保する必要がある。
2-3	災害発生時の医療救護活動を迅速かつ適切に実施できるよう、医療関係団体等の協力体制を充実することが重要である。

2-3	災害時に迅速かつ円滑に石油、L P ガス等の燃料の供給協力が得られるよう、野田市災害時受援計画に基づき、協定の実効性の強化を図るとともに、新たな協定締結の必要性について検討する必要がある。
2-4	災害時には、し尿や廃棄物の処理機能が低下する。トイレ対策やごみ処分のマナー向上を図るとともに、収集車両や必要な機材を確保するため、千葉県・他市町村との相互応援協定や業者・団体等との協力関係を充実する必要がある。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能を確保する

起きてはならない最悪の事態

3-1 【警察機能】被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

3-2 【災害対策本部・行政】地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

対象の 事 態	回避に向けた評価結果
3-1	被災等による治安の悪化を防ぐためには、市民一人一人が防犯知識を習得し、防犯意識を高めることにより、日常生活の中で犯罪にあわないための取組を実践していくことが重要である。
3-1	停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための対策が必要である。
3-1	児童生徒及び園児の安全を確保するため、小中学校及び幼稚園に防犯カメラシステムを設置する。
3-2	災害時に、職員の全員が参集できない状況であっても必要な業務や活動を行えるよう、職員は平時から市民感覚と危機管理意識を養い、災害対応も含めた実践能力の維持・向上に努める必要がある。
3-2	災害により施設等に大きな被害が発生した場合でも、迅速な復旧・復興ができるよう安定的な財政運営を行うとともに、代替施設の想定計画を作成し、準備しておく必要がある。
3-2	市有施設の耐震化や浸水対策を進めるとともに、災害時に避難所などの拠点となる施設では、特に日常的な点検と計画的な改修を行う必要がある。
3-2	行政機関の施設等の被災による機能を大幅に低下させないため、行政機関の施設の耐震化及び老朽化対策を実施するとともに、非常用電源設備・太陽光及び蓄電設備の設置等による停電時の電源を確保する必要がある。
3-2	行政機能の確保に支障を来す、デジタルデータ等の損失を防ぐことが必要である。

事前に備えるべき目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

起きてはならない最悪の事態

4-1 【電話・メール】防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

4-2 【マスメディア等】テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

4-3 【情報サービス】災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

対象の 事 態	回避に向けた評価結果
4-1	防災用 MCA 無線を配備するとともに、停電と ^{ふくそう} 輻輳に強い特設公衆電話を配備する必要がある。
4-1	発災後、必要な情報を確実に伝達するため、防災行政無線や安心安全メールはもとより、消防団による巡回広報など多数の伝達手段を確保し、随時正確な情報を発信する必要がある。
4-1, 4-3	災害時にも情報の共有・提供ができるよう、あらかじめ、市民や自治会等との情報伝達に関する連携・協力体制を充実するとともに、要配慮者が利用する施設に対する情報伝達について万全を期する必要がある。
4-2	住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に中断しないよう、ラジオ送信所の整備等の支援が必要である。
4-3	災害時における市ホームページへの集中アクセスによる閲覧障害に備える。
4-3	火災、水害等による大規模災害が予想される地域に対し防災行政無線を始めとする情報伝達手段を運用するとともに、広報車（消防団等）を派遣し直接危険を伝達する必要がある。
4-3	災害時に避難所として多数の被災者を受け入れることとなる小中学校等にWi-Fiを整備し、災害・防災等の情報を始め、避難者が安否情報や支援情報などを速やかに収集・伝達できるよう、避難所の通信環境を整備する必要がある。

事前に備えるべき目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態

5-1 【供給連鎖】 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

5-2 【エネルギー】 エネルギー供給の途絶による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

5-3 【食料】 食料等の安定供給の停滞

対象の 事 態	回避に向けた評価結果
5-1	民間企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、災害時においての一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりを支援する必要がある。
5-1～5-3	小中学校及び幼稚園の敷地内には、数多くの樹木が植栽されているが、中には枝ぶりが大きくなり過ぎて民地や道路に越境し通行に支障を与えているものがある。また、校舎や電線等よりも高い樹木もあることから、倒木などによって交通障害や停電を引き起こし、救助・救急活動等に支障を来さぬよう計画的な伐採等を図る必要がある。
5-2	再生可能エネルギーと蓄電設備の組合せや非常電源の導入等を積極的に検討し、電気などのエネルギー供給の途絶時にも、行政機能及び避難体制への影響を最小限に抑える必要がある。
5-2	災害時に迅速かつ円滑に石油類燃料の供給協力が得られるよう、野田市災害時受援計画に基づき、実効性の強化を図る。
5-2	エネルギー供給の途絶による、社会経済活動への影響を可能な限り小さくするため、行政機関の施設の耐震化及び老朽化対策と併せて、非常用電源設備・太陽光及び蓄電設備の設置等による停電時の電源を確保する必要がある。
5-3	ライフラインの途絶による被害を抑え、市民の安全を確保するため、物資の供給等に関し民間団体等とあらかじめ協定を締結するとともに、自治会や市民団体等との連携・協力体制を構築する必要がある。また、救援物資の受入れ、仕分、配送を迅速に行い、必要な場所に必要な物資を供給できるような、連絡・運搬体制を整備する必要がある。
5-3	延焼遮断帯、避難経路の確保、分断された鉄道や道路の解消を図るため、都市計画道路や幹線道路等の整備を進める必要がある。
5-3	物流ルートを実際に確保するため、道路・橋梁等の輸送基盤の整備を着実に進めるとともに、発災後の迅速な輸送経路の ^{けいかい} 啓開については、関係機関と十分に連携・協力する必要がある。
5-3	大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の火災予防・被害低減のため改善整備について取り組む必要がある。
5-3	農業生産に係る幹線輸送路を確保するため、農道橋の保全計画を策定し、適切な維持管理を行い、また生産基盤確保のため、優良な農地の保全に努める必要がある。

5-3	駅前広場は、交通結節機能や広場機能として極めて重要であり、特に災害時には、交通拠点、避難拠点、物流拠点になり得ることから、早期整備が必要であるとともに、自由通路や駅前広場へと接続する歩行者通路を整備することにより、歩行者の安全かつ快適な動線を確保する。
5-3	災害時の食料を安定供給するため、災害に強い産地の基幹施設等の整備、農業用機械の増強や、家畜の防疫対策に努める必要がある。
5-3	道の駅は、休憩、情報発信、地域連携といった機能を併せ持つ施設であり、災害時には、緊急避難場所や復旧・復興支援のための拠点となり得ることから、整備を推進していく必要がある。また、「地域防災計画」の中に避難場所や防災拠点などとして位置付けることで、防災機能の向上を図る必要がある。

事前に備えるべき目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない最悪の事態

- 6-1 【エネルギー】 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・L P ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
- 6-2 【上下水道】 上下水道の長期間にわたる供給停止
- 6-3 【污水处理】 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
- 6-4 【交通インフラ】 地域交通ネットワークが分断する事態
- 6-5 【堤防・水門・樋管等】 防災インフラの長期間にわたる機能不全

対象の 事 態	回避に向けた評価結果
6-1	災害時において、避難・救助を始め、物資供給等の応急復旧活動のために重要となる緊急輸送道路等において、電線類の無電柱化を進める必要がある。
6-1	ライフライン事業者において、施設の耐震化を進めるとともに、必要に応じて、業務継続計画の見直しを行う必要がある。
6-2	上水道の供給停止や下水道の使用停止を想定し、平時からの備蓄について市民への啓発を継続的に実施するとともに避難所等への配布・配備体制の充実を図る必要がある。また、代替施設の把握について検討する必要がある。
6-2	大規模自然災害の場面にあっても、必要最低限の水の供給が可能となるよう、北千葉広域水道企業団からの送水管の二系統化を促進するとともに、浄水場の電気・機械設備等の計画的な更新を進める必要がある。
6-2	北千葉広域水道企業団、市及びライフライン事業者により、電気、ガス、上下水道などのライフライン施設の強化を図るとともに、被災した場合には、市及び関係機関においてそれぞれの活動体制を確立した上で相互に連携・協力し、各施設の応急対策や市民への対応等を迅速に実施する必要がある。
6-2	下水道施設の耐震化や長寿命化を進めるとともに、必要に応じて、下水道事業業務継続計画の見直しを行う必要がある。また、千葉県及び流域下水道関連市と合同下水道事業業務継続計画合同訓練を実施する必要がある
6-3	災害時における公衆衛生と公共用水域の水質の維持を行うため、主要な ^{かんきょ} 管渠や処理場・ポンプ場の耐震化を図り、地震発生時の下水道の流下機能や処理機能を確保するとともに、下水道の供用開始区域内に位置する避難所若しくは、その周辺にマンホールトイレを設置し、災害時における衛生的なトイレ環境を整備する必要がある。また、下水道管渠の改築については、市の中心市街地及び郊外を対象に改築を行い、処理場・ポンプ場についても計画的に改築を行う必

	要がある。さらに、公共下水道計画区域外の地域についても、し尿と生活排水を処理するため合併処理浄化槽の設置を促進し、浄化槽の適正管理の啓発を行う必要がある。
6-4	延焼遮断帯、避難経路の確保、分断された鉄道や道路の解消を図るため、都市計画道路や幹線道路等の整備を進める必要がある。また、災害時における応急対策活動や地域住民の避難が迅速かつ円滑に行えるよう、緊急輸送道路や避難路を含む国道・県道の整備や連続立体交差事業を促進する。
6-4	緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保するため、橋梁やトンネルなど重要道路（1級市道、2級市道、国道及び県道）施設について、適正な維持修繕に努める必要がある。
6-4	災害時には、様々な交通の混乱等の発生が予測されるため、道路管理者、警察署、民間団体等が連携・協力し、交通秩序の維持等について万全を期す必要がある。
6-4	停電時による道路横断歩行者の安全確保のため、横断歩道橋の整備及び既存横断歩道橋の長寿命化を進める必要がある。
6-5	消防団等によるパトロールを実施する必要がある。
6-5	災害等での損傷箇所の早期復旧を要請する必要がある。
6-5	農業水利施設の損壊等による被害防止のため、耐震化等施設の健全化対策推進する必要がある。

事前に備えるべき目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態

7-1 【地震～火災】地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

7-2 【倒壊～交通麻痺】沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の崩壊等に伴う陥没による交通麻痺

7-3 【有害物質】有害物質の大規模拡散・流出

対象の 事 態	回避に向けた評価結果
7-1	空家登録制度を実施し、空家の有効活用を促進するとともに、空家等対策計画を策定し、計画に基づき空家活用に関する各種施策を実施していく必要がある。
7-1	各施設において、引き続き、機能保全を図ることを目的とし、計画的に修繕を行うとともに、施設の利用計画に応じた耐震化を図る必要がある。
7-1	重大な消防法令違反対象物に対する違反是正達成率及び違反対象物に対する是正等の達成率100%を目指す必要がある。
7-1	災害時の被害を軽減するため、延焼遮断帯、緊急車両の進入路・避難路として機能する都市計画道路等の街路整備を推進する必要がある。
7-1	大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の火災予防・被害低減のため改善整備について取り組む必要がある。
7-1	各施設において、引き続き、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建て替えや修繕を行うとともに、施設の利用計画に応じた耐震化・不燃化等を図る必要がある。
7-1	避難ルート確保のため、橋梁・トンネルなどの重要道路施設の定期点検を確実に行うとともに、維持修繕を適正に行うことが必要である。
7-1	被害の拡大を防止するため、災害の初期に常備及び非常備消防の車両、人員を十分に投入し鎮圧させる必要がある。
7-2	建築物の耐震化や道路啓開、交通規制の体制の整備、応急危険度判定活動が迅速にできる体制を整備する必要がある。
7-2	下水道施設の強化（液状化対策）を図る必要がある。
7-3	事業所における危険物・有害物質等の管理指導を徹底し、流出等の未然防止対策や事故防止対策を求め、事業所や市民の危険物等への知識と意識を高める必要がある。

事前に備えるべき目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態

- 8-1 【災害廃棄物】大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
- 8-2 【浸水】広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
- 8-3 【基盤】市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-4 【労働力】労働力の減少及び地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

対象の 事 態	回避に向けた評価結果
8-1	野田市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の処理体制の整備を進める必要がある。
8-1	計画の実行性を高めるため、必要に応じて見直しを行うとともに、人的支援の受入れ体制の整備を進める必要がある。
8-1	速やかに災害廃棄物の処理を行えるよう、千葉県・近隣市町等との連絡を密に行い、当該廃棄物発生量の把握、処理計画の立案、実施体制の確保に努め、廃棄物処理に万全を期する必要がある。
8-1	がれきを適正、円滑に処理するとともに、最終処分量の削減を図るため、関係機関との連携により、仮置場の適正配置及び計画的な管理、搬入・搬出を通じて、分別を徹底し、できる限り再利用する必要がある。
8-2	河川・水路・雨水幹線の整備はもとより、洪水調節機能の向上や水防活動の強化など、総合的な水害対策を、市と市民が協力し実施していく必要がある。
8-3	道路、河川の整備を進めるとともに、公園、公共施設の適正配置と点検改修を行い、災害に強いまちづくりを計画的に実施し、速やかな復旧・復興活動が行われるような基盤を構築していくことが重要である。また、災害時の公衆トイレ対策として、住宅密集地の公園等の公共施設にトイレ整備を進めていく必要がある。
8-3	住宅の復興を迅速かつ円滑に行うため、県と連携・協力しながら、「応急的な住宅の確保」及び「公的住宅の供給」を実施しつつ、自力による復旧・復興を基本とし、必要に応じた支援体制を整える必要がある。
8-3	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れることがないように、行政機関の施設の耐震化及び老朽化対策を実施する必要がある。
8-4	市内産業の活性化により、雇用の促進を図るとともに、企業との災害協定の充実を図り、災害時にも労働力を確保することが、復旧・復興には必要不可欠である。

8-4	災害時において、市の果たし得る能力には限界があり、多くの被災者に対しきめ細かな援助を行うためにはボランティアの協力が不可欠である。このため、ボランティアの能力を十分に発揮し、効果的なボランティア活動を行えるよう受入れや派遣の体制整備に努める必要がある。
8-4	自主防災組織、事業所、ボランティア等の防災連携体制の確立を図るため、自治会等の地域コミュニティの活性化対策を講じるとともに、防災訓練等への積極的な参加を市民等に呼び掛け、地域における防災行動力の強化を図る必要がある。

P17 4-1「輻輳^{ふくそう}」とは、四方から寄り集まること。物が一所にこみあうこと。また、そのさま。

（出典：日本国語大辞典 第二版 発行所：株式会社 小学館）

P18 5-3「啓開^{けいかい}」とは、ひらくこと。特に、軍隊などで、水路、陸路の障害物、危険物などを取り除いて進行できるようにすること。

（出典：日本国語大辞典 第二版 発行所 株式会社 小学館）

第3章 強靱化の推進方針

1 リスクシナリオにおける「施策」及び「推進方針」

脆弱性評価の結果に基づき、8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、「施策」の推進方針を取りまとめた。

【事前に備えるべき目標1 被害の発生抑制により人命を保護する】

1-1 【地震】住宅・建物・交通施設・電柱等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

《施策》①建築物の耐震・安全化

推進方針

住宅については、簡易耐震相談会において耐震化の啓発を実施し、昭和56年5月以前の既存住宅（木造住宅）の耐震診断及び耐震改修工事に助成を行い、耐震化を促進する。大規模建築物等の耐震化については、耐震診断の実施、効果的な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建て替え等の促進を図る。

また、屋内の安全確保、危険ブロック塀等の撤去について対策を進める。

○千葉県住宅・建築物安全ストック形成事業

○ブロック塀等改修促進事業

《施策》②地域の安全確保

推進方針

大規模地震や風水害発生時、混乱状態の中で多くの市民等が安全に避難できるよう道路（避難路）や公園等の空地（避難場所）を確保する。

《施策》③学校・事業者等の防災対策

推進方針

災害時に特に配慮を要する学校や危険物施設等の管理者・事業者等に対し災害発生時においても、所要の安全を確保できるよう体制の整備を働きかける。

《施策》④地域における災害対応力の向上

推進方針

児童・生徒等を始め、市民一人一人が自分の周りの災害時に潜む危険を把握するとともに、災害発生時には、反射的に自分の身を守ることができ、かつ、共助の力を発揮し災害からの早期復旧できる気運を醸成するとともに仕組みを構築する。

《施策》⑤要配慮者等への支援

推進方針

災害時に特別な配慮を必要とする方に対して安全確保のための施策を推進する。

《施策》⑥防災関係機関等との連携した実戦的訓練の実施

推進方針

県、消防、警察、自衛隊、医療機関、指定地方公共機関等、関係機関と災害時に円滑に活動できるよう平常時から訓練等を通じて連携の強化を図る。

《施策》⑦密集市街地の環境整備（不燃領域率の向上）

推進方針

火災発生時の延焼により被害が拡大する可能性の高い密集市街地の改善を図るため、狭あい道路の解消など安全な避難路となる都市基盤の整備と併せて街区の再編を行う土地地区画整理事業及び市街地再開発事業を推進する。

また、従来から住環境の整備が進まない密集市街地において、狭あい道路拡充整備の促進や下水道整備の促進を図るとともに、基幹道路の一部の整備に向けて調査・検討を進める。

- 野田市駅西土地地区画整理事業
- 野田市駅西土地地区画整理事業（駅前広場）
- 梅郷駅西土地地区画整理事業
- 都市再生区画整理事業の推進
- 狭あい道路整備等促進事業（土地地区画整理事業未施行地区）の推進

《施策》⑧無電柱化の推進

推進方針

大規模災害時に液状化や建物損壊等による被害を受けやすい電柱については、無電柱化を推進し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を進める。

- 野田市駅西土地地区画整理事業【再掲】
- 野田市駅西土地地区画整理事業（駅前広場）【再掲】
- 主要地方道つくば野田線（野田市目吹～野田市中野台）の整備促進
- 主要地方道松戸野田線（野田市今上～野田市中野台）の整備促進

《施策》⑨幹線道路等の整備

推進方針

地域住民の避難経路や緊急車両の通行空間を確保し、火災の延焼遮断帯として機能させるため、幹線道路等の整備を推進する。

- 都市計画道路堤台柳沢線
- 都市計画道路中野台中野線
- 主要地方道つくば野田線（野田市目吹～野田市中野台）の整備促進【再掲】

《施策》⑩橋梁等道路施設の維持修繕

推進方針

橋梁やトンネルなどの道路施設は、大規模災害によりその機能が損なわれないよう定期点検を確実に実施するとともに、修繕計画に基づいて効率的な維持管理を行う。

《施策》⑪緊急輸送道路等の整備促進

推進方針

緊急輸送道路に指定されている主要地方道つくば野田線、主要地方道越谷野田線、主要地方道結城野田線、主要地方道境杉戸線、主要地方道松伏庄和関宿線及び野田市の外郭環状道路に位置付けている都市計画道路今上木野崎線などの路線については、千葉県に対し更なる整備を要望する。

- 都市計画道路中野台鶴奉線（主要地方道つくば野田線）の整備
- 都市計画道路東宝珠花柏寺線（主要地方道結城野田線）の整備
- 都市計画道路清水上花輪線（主要地方道結城野田線）の整備
- 都市計画道路今上木野崎線（一般県道川藤野田線の延伸）の整備
- 都市計画道路尾崎中里線（一般県道川間停車場線）の整備
- 野田橋の架け替えを含む浦和野田線（主要地方道越谷野田線）の４車線化並びに芽吹大橋の架け替えを含む主要地方道つくば野田線の４車線化
- 主要地方道結城野田線の整備
- 主要地方道我孫子関宿線の整備
- 主要地方道境杉戸線バイパス（都市計画道路台町元町線）の整備
- 東西に連絡する道路の整備
- 都市計画道路野田市駅野田橋線及び野田市駅中根線（主要地方道野田牛久線）の整備

《施策》⑫連続立体交差事業の整備促進

推進方針

鉄道利用者等の安全確保及び輸送機能の維持など安全性の向上を図るとともに、災害時における応急対策活動や地域住民の避難が迅速かつ円滑に行えるよう、連続立体交差事業の整備を促進する。

- 東武野田線

《施策》⑬防災拠点の強化（交通結節点の改善）

推進方針

駅前広場は、交通結節機能や広場機能として極めて重要であり、特に災害時においては、交通拠点、避難拠点、物流拠点になり得ることから、早期整備が必要である。

また、自由通路や駅前広場へ接続する歩行者通路等を整備することにより、歩行者の安全かつ快適な動線を確保する。

- 愛宕駅西口駅前広場の整備
- 愛宕駅東口駅前広場の完成形整備
- 歩行者ネットワークの整備
- 野田市駅西土地区画整理事業【再掲】
- 野田市駅西土地区画整理事業（駅前広場）【再掲】
- 主要地方道野田牛久線の整備促進

《施策》⑭公共施設の耐震化・計画的保全等

推進方針

公共施設・学校施設において、引き続き、機能保全・改善を図ることを目的とし、計画的に建て替えや保全改修を行うとともに、施設の利用計画に応じた耐震化・不燃化等を促進する。特に、小中学校等の施設については災害時に避難所として多数の被災者を受け入れることとなるため、「どんな人にも使いやすい（ユニバーサルデザイン）」多機能トイレへの改修等を行う。また、体育館等には空調設備の整備を行い被災者等の健康・避難所生活環境の確保を図る。

○千葉県地域住宅等整備計画事業

取組項目＜公共施設及び学校施設＞

○大規模改修及び長寿命化改修、○屋上防水・屋根改修、○外壁改修（サッシュ改修を含む）、○トイレ改修整備（洋式化・全面改修・外トイレ改修）、○給食室のエアコン設置整備、○体育館のエアコン設置整備、○教室等のエアコン計画更新、○空調設備計画更新、○電気設備計画更新、○給排水設備計画更新、○公共下水道の接続整備（既存浄化槽の解体撤去含む）、○高架水槽改修（耐震性の強化のため、地上型設置に変更）、○プールの全面改修、○樹木伐採（高木や強風等で倒木の恐れがある樹木）、○樹木伐採整備後の中低木の植栽、○危険な遊具の撤去及び新たな設置、○学校施設の避難所としての機能強化、○ユニバーサルデザインの導入、○省エネルギー化の推進（省エネ機器の導入・照明のLED化・手洗い等の自動水洗化）、○施設のバリアフリー化に伴い、垂直移動ができるようにエレベーターの設置、○適切な学校給食運営（衛生管理を含め）ができるよう、自校式給食棟の建て替え

《施策》⑮宅地の滑動崩落対策

推進方針

造成宅地で地滑りの変動が生じ、崖崩れ又は土砂の流出による滑動崩落被害に関して、住民の理解を深めるため大規模盛土造成地マップの作成及び調査を行う。

1-2 【大規模火災】密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

《施策》①建物の出火防止

推進方針

住宅、事業所等からの出火を防止するため、防火指導を更に強化するほか、消防法に基づき所要の措置を行う。

《施策》②情報収集及び情報伝達体制の整備・強化

推進方針

火災の通報又は大規模災害で市民からの通報が受けられない状況においても、火災の警戒が実施でき、かつ、その規模・状態が視覚的に確認できるとともに、先行的に状況

の変化を予測し、関係機関への通報及び火災現場周辺住民に対して警告できる体制を整備する。

《施策》③初期消火体制の確保

推進方針

どのような状況下においても、仮に大規模地震発生直後の水道（消火栓）が使用できない状況においても、また消防隊が直ちに現場に到着できない状況においても、火災が小規模のうちに消火できる体制を確保する。

《施策》④救助体制の整備・強化

推進方針

地震及び地震による火災から人命を救出するため救助隊の出動体制を整備・強化する。

《施策》⑤防火・準防火地域への適合

推進方針

市街地における延焼防止を図るため、建築物が密集し震災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

《施策》⑥密集市街地の環境整備（不燃領域率の向上）【1-1 再掲】

1-3 【洪水・風水害】突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

《施策》①相互応援体制の整備・強化

推進方針

利根川、江戸川、利根運河の氾濫等により、避難者を収容しきれないような状況及び大規模地震の際の余震等、過酷な環境下に耐えられない市民等が市域外の安全な場所に一時的に避難できる体制を整備する。

《施策》②浸水対策の推進

推進方針

浸水被害を軽減するため、利根川、江戸川及び座生川の堤防（護岸）強化対策を国や県に強く要望するとともに、河川、排水路、調整池及び雨水幹線などの整備を行い、排水不良箇所の解消を図る。また、ハザードマップを作成し、市民に洪水災害に関する意識を啓発する。

○冠水・浸水対策事業

○一級河川利根川水系 座生川の整備促進

《施策》③農業用施設の維持管理

推進方針

野田市及び土地改良区が管理する農業用施設（幹線排水路、樋管、揚排水機場等）の適正な維持管理を行い、農地の保全および浸水被害軽減に努める。

《施策》④水難救助体制の整備・強化

推進方針

利根川、江戸川、利根運河の氾濫等により被災した住民を救助できる体制を整備する。

《施策》⑤宅地の滑動崩落対策【1-1 再掲】

【事前に備えるべき目標 2 救助・救急及び医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する】

2-1 【物資・燃料】被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の途絶

《施策》①物資等の補給体制の確保

推進方針

市民及び事業者の責務として3日分以上の水、食料等の備蓄に努めてもらうとともに、市としては数日間の補給がない状態でも自己完結できる体制を確保しつつ、同時被災しないと予想される地域の市町等と災害時相互応援協定に基づき、継続的な物資等の補給体制を確保する。

《施策》②物資等の供給に対する阻害要因の除去

推進方針

小中学校及び幼稚園の敷地内植栽されている樹木のうち、民地や道路に越境し通行に支障を与えているもの及び校舎や電線等よりも高い樹木について、倒木などによって交通障害や停電を引き起こし、救助・救急活動等に支障を来さぬよう計画的に伐採等を行う。

《施策》③幹線道路等の整備【1-1 再掲】

《施策》④橋梁等道路施設の維持修繕【1-1 再掲】

《施策》⑤連続立体交差事業の整備促進【1-1 再掲】

《施策》⑥緊急輸送道路等の整備促進【1-1 再掲】

2-2 【救助・救急】自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

《施策》救助・救急能力の確保

推進方針

消防本部庁舎等の安全性を継続して確保するとともに、救助・救急隊員の養成、車両の増台により救助・救急能力の確保を図る。また、市民及び市内業者の協力を得て、重機及びオペレーターの確保に努める。

2-3 【医療】医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

《施策》①医療救護体制の確保

推進方針

住宅等の耐震化及び身を守る行動（シェイクアウト）の習性化により、負傷者の発生を限定する。

《施策》②物資等の供給に対する阻害要因の除去【2-1 再掲】

2-4 【衛生管理】被災地における疫病・感染症等の大量発生

《施策》衛生環境の悪化防止

推進方針

災害時のトイレ状態の悪化防止を重視して、備蓄を行うとともに、災害発生時には清潔な水を可能な限り確保して衛生環境の悪化を防止する。

【事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能を確保する】

3-1 【警察機能】被災による司法機能及び警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

《施策》地域防災力等による治安の維持

推進方針

災害時も機能する監視システムの構築を目指すとともに、地域の組織力により継続的に治安の悪化を防止する。

3-2 【災害対策本部・行政】地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

《施策》①悪条件下における災害対策本部運営体制の整備

推進方針

訓練を通じて継続的に職員の災害対処能力の向上を図るとともに、悪条件下においても災害対策本部が機能できる体制を整備する。

《施策》②行政機関の施設の耐震化・老朽化対策の推進及び非常用電源の確保

推進方針

行政機関の施設の耐震化及び老朽化対策と併せて、非常用電源設備・太陽光及び蓄電設備の設置等により停電時の電源を確保する。

【事前に備えるべき目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する】

4-1 【電話・メール】防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

《施策》防災行政無線を主体とした情報伝達手段の充実強化

推進方針

防災行政無線を主体とする市民への情報伝達手段の充実に努めるとともに、災害対策本部と避難所等主要施設間の自前の双方向通信の確保に努める。

4-2 【マスメディア等】テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

《施策》防災行政無線を主体とした情報伝達手段の充実強化

推進方針

県関係機関との連絡体制を確保するとともに、防災行政無線放送、消防団、広報車等による情報伝達体制を維持する。

4-3 【情報サービス】災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

《施策》①防災行政無線を主体とした情報伝達手段の充実強化

推進方針

防災行政無線などの通信設備の整備に努めるとともに、それら通信の運用体制の充実を図る。

《施策》②避難所の通信環境の整備

推進方針

災害時に避難所として多数の被災者を受け入れることとなる小中学校等にWi-Fiを整備し、災害・防災等の情報を始め、避難者が安否情報や支援情報などを速やかに収集・伝達できるよう、避難所の通信環境を整備する。

【事前に備えるべき目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない】

5-1 【供給連鎖】サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

《施策》①企業の災害対処能力の向上

推進方針

企業の災害対処能力の向上のためのBCP作成支援、防災訓練等の支援を行うとともに、円滑な供給体制が維持できるよう道路環境を整備する。

BCPとは、業務継続計画（Business Continuity Plan）。災害発生時に、利用できる資源（ヒト、モノ、情報等）に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、災害時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、業務の執行体制等を定めた計画

《施策》②物資等の供給に対する阻害要因の除去【2-1 再掲】

5-2 【エネルギー】エネルギー供給の途絶による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

《施策》①企業及び家庭の災害対処能力の向上

推進方針

企業の災害対処能力の向上を支援するとともに、日頃から家庭での燃料等備蓄を呼びかけることにより混乱を最小限にする。

《施策》②非常用電源の確保

推進方針

行政機関の施設の耐震化及び老朽化対策と併せて、非常用電源設備・太陽光及び蓄電設備の設置等により停電時の電源を確保する。

《施策》③物資等の供給に対する阻害要因の除去【2-1 再掲】

《施策》④行政機関の施設の耐震化・老朽化対策の推進及び非常用電源の確保【3-2 再掲】

5-3 【食料】食料等の安定供給の停滞

《施策》①食料等の確保及び供給体制の整備

推進方針

市による備蓄を継続するとともに、迅速なニーズ把握及び幹線道路の維持により、食料等の継続的調達を行う。また、農地の早期復旧により食料等の安定供給に寄与する。

《施策》②幹線道路等の維持修繕

推進方針

物流ルートを確実に確保するため、道路・道路附属物等の輸送基盤の整備を着実に進める。

○修繕計画事業（舗装）

○修繕計画事業（法面）

○修繕計画事業（道路附属物）

《施策》③農地の保全

推進方針

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域資源の適切な保全管理を推進する。

《施策》④農業施設などの整備増強、防疫対策

推進方針

災害時の食料を安定供給するため、災害に強い産地の基幹施設等の整備、農業用機械の増強や、家畜の防疫対策を推進する。

《施策》⑤防災機能の向上

道の駅は、休憩、情報発信、地域連携といった機能を併せ持つ施設であり、緊急避難場所や復旧・復興支援のための拠点となり得ることから、防災設備を兼ね備えた施設の整備を進めていくことで、防災機能の向上を図る。

○多くの人が食料や情報を求め「道の駅」に避難することが想定される

○自衛隊、レスキュー隊などの活動拠点になり得る

《施策》⑥幹線道路等の整備【1-1 再掲】

《施策》⑦橋梁等道路施設の維持修繕【1-1 再掲】

《施策》⑧密集市街地の環境整備（不燃領域率の向上）【1-1 再掲】

《施策》⑨防災拠点の強化（交通結節点の改善）【1-1 再掲】

《施策》⑩物資等の供給に対する阻害要因の除去【2-1 再掲】

《施策》⑪緊急輸送道路等の整備促進【1-1 再掲】

《施策》⑫農業用施設の維持管理【1-3 再掲】

【事前に備えるべき目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる】

6-1 【エネルギー】電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

《施策》①燃料の継続的確保

推進方針

燃料の備蓄を継続するとともに、関東圏外から燃料を確保できる体制を整備する。

《施策》②無電柱化の推進【1-1 再掲】

6-2 【上下水道】上下水道の長期間にわたる供給停止

《施策》上下水道の機能維持

推進方針

被災時の点検・復旧は、飲料水・生活用水の入手先の多様化を図り、上水道の復旧を優先的に進める。下水道施設の耐震化や長寿命化を進めるとともに、必要に応じて、下水道事業業務継続計画の見直しを行う必要がある。

また、千葉県及び流域下水道関連市と合同下水道事業業務継続計画合同訓練を実施する必要がある。

6-3 【污水处理】污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

《施策》污水处理機能の確保

推進方針

処理施設の機能維持及び確保に努めるとともに、污水处理の強化にも努める。

○公共下水道の推進事業

6-4 【交通インフラ】地域交通ネットワークが分断する事態

《施策》①交通インフラの整備

推進方針

災害発生時障害となる事象を務めて排除し、特に都市計画道路や幹線道路等の確保を図る。

○主要地方道つくば野田線（野田市目吹～野田市中野台）の整備促進【1-1 再掲】

○主要地方道松戸野田線（野田市今上～野田市中野台）の整備促進【1-1 再掲】

《施策》②密集市街地の環境整備（不燃領域率の向上）【1-1 再掲】

《施策》③幹線道路等の整備【1-1 再掲】

《施策》④橋梁等道路施設の維持修繕【1-1 再掲】

《施策》⑤緊急輸送道路等の整備促進【1-1 再掲】

《施策》⑥連続立体交差事業の整備促進【1-1 再掲】

6-5 【堤防・水門・樋管等】防災インフラの長期間にわたる機能不全

《施策》①堤防（護岸）機能の維持強化

推進方針

堤防（護岸）改修の要望を継続するとともに、堤防（護岸）の継続的な点検により異常箇所早期発見に努める。

○一級河川利根川水系 座生川の整備促進【1-3 再掲】

《施策》②農業用施設の維持管理【1-3 再掲】

【事前に備えるべき目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない】

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

《施策》①初期消火体制の充実強化

推進方針

災害時においても消防隊及び救助隊が迅速に火災現場に到着できる体制を整備するとともに、火災発生原因を限定し、防火対策の指導を更に強化し地域防災力の向上を図る。

《施策》②密集市街地の環境整備（不燃領域率の向上）【1-1 再掲】

《施策》③公共施設の耐震化・計画的保全等【1-1 再掲】

7-2 【倒壊～交通麻痺】沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

《施策》①幹線道路等の整備【1-1 再掲】

《施策》②橋梁等道路施設の維持修繕【1-1 再掲】

《施策》③上下水道の機能保持【6-2 再掲】

《施策》④緊急輸送道路等の整備促進【1-1 再掲】

7-3 【有害物質】有害物質の大規模拡散・流出

《施策》有害物質等の確実な管理及び指導

推進方針

有害物質の把握及び危険物等の安全対策を確実に行う。

【事前に備えるべき目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する】

8-1 【災害廃棄物】大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

《施策》災害廃棄物の処理体制の整備

推進方針

大量の災害廃棄物の発生に備え、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための体制を整備する。

8-2 【浸水】広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

《施策》浸水による被害の限定

推進方針

浸水被害の原因により対処要領が異なるため、原因に応じた対策を整備する。

8-3 【基盤】市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

《施策》①強固な基盤インフラ整備

推進方針

道路、河川の整備を進めるとともに、公園、公共施設の適正配置と点検改修を行い、災害に強いまちづくりを計画的に実施する。また、災害時の公衆トイレ対策として、住宅密集地の公園等の公共施設にトイレ整備を進めていく。

《施策》②公共施設の耐震化・計画的保全等【1-1 再掲】

8-4 【労働力】労働力の減少及び地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

《施策》①防災連携体制の確立

推進方針

自治会等の地域コミュニティの活性化対策を講じるとともに、防災訓練等への積極的な参加を市民等に呼び掛け、地域における防災行動力の強化を図る。

《施策》②農業施設などの整備増強

推進方針

災害に強い産地の基幹施設等の整備や、農業用機械の増強を行い、災害後の市内産業における雇用推進を図る。

第4章 対応方策の重点化と計画の進捗管理

1 対応施策の重点化

(1) 重点化の方法

各リスクシナリオの対応方策について、国・県の重点化プログラム、本市の基本計画との整合性・関連性及び施策の進捗状況を踏まえ、重点化すべきプログラムに係るリスクシナリオを選定する。

選定に係る3つの視点

- ① 市民の生命等に関わるものなど、緊急性が高い事業
- ② 基本目標・事前に備えるべき目標に対する効果が大きい事業
- ③ リスクシナリオを回避するために必要な事業に対して、著しく進捗が遅れている事業

(2) 重点化すべきリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		野田市のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
1	被害の発生抑制により人命を保護する	【地震】住宅・建物・交通施設・電柱等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		【大規模火災】密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		【洪水・風水害】突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	【物資・燃料】被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の途絶
		【救助・救急】自衛隊、警察及び消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、エネルギー供給の途絶による災害活動の停止
3	必要不可欠な行政機能を確保する	【災害対策本部・行政】地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	【電話・メール】防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
5	経済活動を機能不全に陥らせない	【供給連鎖】サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		【エネルギー】エネルギー供給の途絶による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		【食料】食料等の安定供給の停滞

6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	【エネルギー】電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・L P ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		【污水处理】污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		【交通インフラ】地域交通ネットワークが分断する事態
		【堤防・水門・樋管等】防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	【地震・火災】地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	【浸水】広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

2 計画の進捗管理

（１）進捗状況の把握

計画策定後は、地域強靱化の取組を着実に推進するため、「アクションプラン編」に記載されている事業について、数値目標等を活用して、リスクシナリオごとに進捗管理を実施する。

（２）計画の見直し

本計画は、市のあらゆる行政計画の指針として、分野横断的・網羅的に取組を整理するための計画として位置付けられていることから、地域防災計画等の関連する計画を見直す際には本計画との整合性を図る。ただし、野田市総合計画実施計画の改定をもって「アクションプラン編」の年次計画の事業内容を改定したものとする。

また、本計画は、社会状況の変化や（１）の進捗管理の結果を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行う。その際は、改めて本市における脆弱性評価を行った上で、必要な対応施策について明らかにする。

アクションプラン編

令和4年度～令和6年度

事前に備えるべき目標 1 被害の発生抑制により人命を保護する

(公共施設の耐震化・計画的保全等)

●公共施設の耐震化（各所管課）総計 3-1、4-1、4-2 地防 5-1、5-3

震災時に応急活動拠点となる建築物等はおおむね耐震化が完了しており、引き続き市有建築物の耐震化を図っていく。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公共施設の耐震診断	あすなろ職業指導所 実施 郷土博物館	勤労青少年ホーム	

●公共施設の計画的保全（各所管課）総計 3-1、4-1、4-2 地防 5-1、5-3

利用者の安全と利便性を確保し、建物の長寿命化を図るため、公共施設の改修等の整備を計画的に行う。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公民館・コミュニティセンターの整備	・生涯学習センターの中央監視装置の更新	・生涯学習センターの直流電源装置の更新 ・南コミュニティセンターの大規模改修工事	・生涯学習センターの空調設備及び高圧交流負荷開閉器の更新 ・南コミュニティセンターの大規模改修工事
消防施設の整備		北分署トイレの洋式化	
消防分団の整備	新築1棟	新築1棟	

(民間建築物の耐震化)

●住宅改修支援事業（都市計画課）地防 5-1

野田市耐震改修促進計画に基づき、昭和56年5月以前の既存建築物について、耐震診断及び耐震改修工事に助成を行うほか、簡易耐震相談会を実施し耐震化の啓発を行い旧耐震基準の既存住宅の耐震化を図る。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
耐震診断助成	5件	3件	3件
耐震改修助成	2件	2件	2件

普及啓発	耐震相談会 2 回	耐震相談会 2 回	耐震相談会 2 回
------	-----------	-----------	-----------

事業名：千葉県住宅・建築物安全ストック形成事業

●ブロック塀等改修促進事業（都市計画課）地防 5-1

危険私有ブロック塀等の撤去を促進することにより、道路に面する危険私有ブロック塀等の倒壊に伴う通行人の生命及び身体への被害の防止を図る。

取組項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ブロック塀等除却助成	20 件	10 件	10 件

（民間建築物等の防火体制の整備）

●火災危険性の高い防火対象物等への査察業務等の推進（予防課）総計 4-1 地防 4-1

更なる違反是正の推進及び重大な事故発生の恐れのある施設等への的確な指導等を行うため、査察実施体制の強化を行う。

取組項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
重大な消防法令違反対象物に対する違反是正	公表制度の実施強化	同左	同左
特定防火対象物に対する査察	3 年に 1 回以上実施 （野田市火災予防査察 規程に準ずる）	同左	同左
危険物製造所等に対する査察	製造所、給油取扱所 （営業用）及び移動タンク貯蔵所は 1 年に 1 回以上、前記以外のものは 3 年に 1 回以上実施	同左	同左
予防要員の増員	1 名	—	—
予防技術者の養成	15 名	5 名	5 名

●社会福祉施設等の防災体制の強化（福祉部）

社会福祉施設等の防災体制の強化を図るため、防災・減災対策を実施する事業者に補助金を交付する。

取組項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
補助金交付の手續のほか、事業者に対し補助対象事業に関する	実施	実施	実施

る情報提供・啓発活動を行う。			
----------------	--	--	--

(家具転倒防止対策の強化)

- 各家庭における家具転倒防止対策の実施率向上（防災安全課、福祉部）地防 5-1

各家庭において、家具転倒防止対策の実施率を向上させるため、市ホームページ、広報紙等による啓発を行う。また、高齢者・障がい者を対象に家具転倒防止器具取付事業を実施する。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家具転倒防止器具取付事業を実施するとともに、事業の周知に努める。	・防災講話等にて家具転倒防止対策の必要性等を説明。 ・高齢者支援課 15 件 ・障がい者支援課 1 件	・防災講話等にて家具転倒防止対策の必要性等を説明。 ・高齢者支援課 15 件 ・障がい者支援課 1 件	・防災講話等にて家具転倒防止対策の必要性等を説明。 ・高齢者支援課 15 件 ・障がい者支援課 1 件

(指定避難所における避難場所表示の更新)

- 避難所の案内看板について、わかりやすい表示を目指して全国的に標準化された図記号が用いた看板へ更新を行う。（防災安全課）地防 5-1

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
避難所の看板について、全国的に標準化された図記号を用いたものへ更新する。	老朽化が激しいものから交換を図る。 避難所×2 箇所	老朽化が激しいものから交換を図る。 避難所×2 箇所	老朽化が激しいものから交換を図る。 避難所×2 箇所

(防災行政無線及び全国瞬時警報システム（Jアラート）の維持管理)

- 無線装置の故障発生を未然に防止し、正常運転維持をするため、当該機器の保守点検に関する業務を行う。（防災安全課）地防 5-2

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
防災行政無線及び全国瞬時警報システム（Jアラート）の適正管理を行う。	親局 1 局、子局 212 局、全国瞬時警報システム（Jアラート）の点検業務	親局 1 局、子局 212 局、全国瞬時警報システム（Jアラート）の点検業務	親局 1 局、子局 212 局、全国瞬時警報システム（Jアラート）の点検業務

（MCA無線の運用）

- 災害に備えMCA無線の適正管理を行う（防災安全課）地防 1-2

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
災害に備え、MCA無線施設と電波利用を行う。	MCA無線 181 台	MCA無線 181 台	MCA無線 181 台

（災害対策本部の機能強化）

- 災害に備え災害対策本部の機能の充実やデジタル化を促進する。（防災安全課）地防 1-2

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
災害対策本部オペレーションルームの機能の充実や被災者支援システム等の導入を図る。	オペレーションルームの充実や各種機能のデジタル化	オペレーションルームの充実や各種機能のデジタル化	オペレーションルームの充実や各種機能のデジタル化

（地域における災害対応力の向上）

- 自主防災組織の結成促進及び活動支援（防災安全課）総計 4-1 地防 1-1 風 1-1
地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織の結成を促進するとともに、地域に防災アドバイザーを派遣する。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自主防災会数 /自治会数でみた自主防災組織化率	222 組織/56.5%	自主防災組織の結成を促進	自主防災組織の結成を促進

（避難行動要支援者の支援体制の強化）

- 避難行動要支援者の支援体制の強化（高齢者支援課及び関係各課）総計 4-1 地防 8-1
避難行動要支援者名簿を自治会、民生委員等に提供することにより、住民相互の助け合いを促し、地域の防災力を高める。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実効性のある避難支援体制の構築	実施	実施	実施

（密集市街地の環境整備（不燃領域率の向上））

- 野田市駅西土地地区画整理事業（都市整備課）総計 4-2、6-3

密集市街地での大規模火災に対する市街地機能の向上を図るため、野田市駅前広場を含む幹線道路等の完成に向け、建物移転や公共施設の整備を行う。

また、大規模災害時の建物崩壊による被害及び交通麻痺に対する道路機能の向上を図るため、野田市駅前広場及び野田市駅前線において、電線共同溝方式により電線類等を地中化し、無電柱化を図る。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
野田市駅西土地 区画整理事業	・物件補償 ・駅前広場整備工事 ・野田市駅前線築造工事 ・宅地整地工事	・物件補償 ・駅前広場整備工事 ・野田市駅前線築造工事 ・野田市駅野田橋線及び野田市駅中根線築造工事 ・区画道路1号及び2号築造工事 ・特殊道路1号築造工事 ・宅地整地工事	・物件補償 ・野田市駅前線築造工事 ・野田市駅野田橋線及び野田市駅中根線築造工事 ・特殊道路2号築造工事 ・宅地整地工事

事業名：野田市 野田市駅西地区

(事業期間：平成18年度～令和9年度(予定)、全体事業費：5,800百万円)

●梅郷駅西土地区画整理事業（梅郷駅西土地区画整理事務所）総計4-2、6-3

南部地域の玄関口としての機能が発揮できるように、土地区画整理事業を実施することで、駅前広場、都市計画道路を中心とした公共施設を整備改善することにより、交通ネットワークを確保する。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 物件交渉	物件移転補償交渉		
② 物件補償	1物件		
③ 工事	道路整備	道路整備	

事業名：野田市 梅郷駅西地区

●狭あい道路整備等促進事業（土地区画整理事業未施行地区）（都市整備課）総計6-3

長期間にわたり事業化されていない土地区画整理事業未施行地区について、都市計画の地区計画及び地区施設を定め、建蔽率・容積率の緩和を図るとともに、地区内の道路網や公共下水道を整備することにより、道路環境や住環境を改善し、防災機能の向上や通行の安全を確保する。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
住環境整備事業	・説明会 ・用地測量業務	・説明会 ・地区計画の都市計画決定 ・用途地域の都市計画変更 ・用地測量業務	・用地測量業務 ・交通安全対策工事

事業名：住環境整備事業

（無電柱化の推進）

●野田市駅西土地区画整理事業（都市整備課）【再掲】

（幹線道路等の整備）

●都市計画道路中野台中根線の整備（道路建設課）総計 4-2 地防 5-2

連続立体交差事業関連として、現道拡幅と交差点改良を行い、交通の円滑化、中央小及び宮崎小通学路の整備促進を図り、歩行者交通の改善を図る。

東武野田線を跨いだ^{また}1工区250m区間を連続立体交差事業の進捗に合わせ、拡幅整備をする。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
用地買収			2件
工事	道路改良 L=36m	道路改良 L=84m	道路改良 L=40m

事業名：野田市 中野台中野線

（事業期間：平成31年～令和6年（予定）、全体事業費：976百万円）

●都市計画道路堤台柳沢線の整備（道路建設課）総計 4-2 地防 5-2

本路線は、外郭環状道路山崎吉春線と主要地方道つくば野田線と東西方向に連絡する幹線で、慢性的な渋滞のある主要地方道つくば野田線の交通量を分散させるものであり、また、清水公園東口へのアクセス道路でもある。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
工事	歩道整備 L=9m	車道整備 L=110m	—

事業名：野田市 堤台柳沢線 2工区

（事業期間：平成31年～令和5年（予定）、全体事業費：80百万円）

●市道の整備（道路建設課）総計 4-2 地防 5-2

地域の骨格となる道路を整備し、災害時の避難経路を確保するとともに、通行空間の安全性を高める。

●市道 2 0 4 0 号線（中里字阿部）

排水施設も加味した拡幅道路として一体的に整備し、通勤通学者や周辺住民の利便性及び交通安全の向上を図る。全体延長 1,500m を 5 期に分け、現道幅員 3.64m を 6.5m に拡幅し、排水整備、舗装等を整備する。

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
工事	排水整備 L=35m	排水整備 L=220m	排水整備 L=130m 道路改良 L=150m

事業名：野田市 2040 号線

（事業期間：平成 30 年～令和 6 年（予定）、全体事業費：189 百万円）

●市道 9 3 0 5 7 号線（木間ヶ瀬字松野木）

幅員が狭く、車の通行や児童などの通学に危険な状況から、道路の拡幅整備を図る。現況幅員 3.64m を 7.5m（歩道幅員 2.0m・車道幅員 5.5m）に 380m を拡幅整備する。

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
工事	歩道整備 L=75m	歩道整備 L=75m	歩道整備 L=75m

事業名：野田市 93057 号線

（事業期間：平成 31 年～令和 6 年（予定）、全体事業費：189 百万円）

●自転車通行帯等整備事業

自転車と歩行者のすみ分けを図り、自転車の安全性・快適性及び歩行者の安全性を確保するために、路肩部分に矢羽根やピクトグラムを道路標示することにより、自転車の通行空間を整備する。

取組項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画策定	自転車ネットワーク 計画改定	—	—
工事	—	—	—

●生活道路等修繕事業（管理課）総計 4-2 地防 5-2

経年変化による舗装の破壊が多く、住民の苦情が寄せられ応急修理による日常管理（穴埋め等）で対応しているが、十分な対応ができていない状況から、その対応のため平成 30 年度から実施している。また、道路用地寄附を受けて市道認定した道路整備を行っているが、整備延長が短くする状況が続いており、整備の進捗が遅れているため、事業を集約し予算化を行い生活道路については、市内 7 ブロックに配分し、集中的な整備を行う。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活道路における舗装補修、穴埋め補修に係る面的補修工事	生活道路修繕工事 南部・東部・関宿 面的補修工事 福田	生活道路修繕工事 東部・中央・ 面的補修工事 福田・中央・川間	生活道路修繕工事 福田・川間 面的補修工事 南部・中央

(橋梁等道路施設の維持修繕)

●橋梁長寿命化（道路建設課）総計 4-2 地防 5-2

国が定めた道路橋点検要領に基づき5年に1度の定期点検を行うとともに、橋長10m以上の42橋については、平成25年策定の野田市橋梁長寿命化計画に従い順次修繕工事を行っている。令和5年度には、計画未策定の107橋を含めた全149橋における橋梁長寿命化計画を策定し修繕工事を行っていく。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
点検・計画	橋梁定期点検 149 橋	橋梁長寿命化計画改定	—
設計	—	修繕設計 4 橋	修繕設計 2 橋
工事	修繕工事 2 橋	—	修繕工事 3 橋

事業名：道路メンテナンス事業

●横断歩道橋・大型カルバートの管理（管理課）総計 4-2 地防 5-2

緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保するため、横断歩道橋・大型カルバートの定期点検・修繕を行う。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
横断歩道橋 1 橋		修繕計画見直し	
大型カルバート 1 基		修繕計画見直し	

事業名：道路メンテナンス事業

(連続立体交差事業の整備促進)

●東武野田線連続立体交差事業（都市整備課）総計 4-2

東武野田線を横断する主要地方道つくば野田線や主要地方道野田牛久線では、踏切遮断により、慢性的な交通渋滞が発生しており、都市機能や生活機能に様々な問題が生じている。そのため、愛宕駅と野田市駅を含む約2.9km区間を高架化する連続立体交差事業により、踏切11か所を除却し、踏切による交通渋滞の解消、東西市街地の一体化、防災倉庫等の高架下利用及び消防・救急活動の迅速化を図る。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連続立体交差事業	・高架橋工事（野田市駅二次施工） ・交差道路工事 ・座生1号幹線復旧工事 ・家屋事後調査	・高架橋工事（野田市駅二次施工） ・交差道路工事 ・座生1号幹線復旧工事 ・家屋事後調査	

事業名：野田市 東武野田線

（事業期間：平成19年度～令和5年度（予定）、全体事業費：35,300百万円）

（防災拠点の強化（交通結節点の改善））

●愛宕駅西口駅前広場の整備（愛宕駅周辺地区市街地整備事務所）総計4-2

駅前広場は、交通結節機能や広場機能として極めて重要であり、特に非常時においては、交通拠点、避難拠点、物流拠点になり得ることから、早期整備が必要である。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
用地買収	—	—	—
物件補償	—	—	—
駅広整備工事	1期工事	2期工事	—

事業名：野田市 愛宕駅西口駅前広場

（事業期間：平成27年～令和5年（予定）、全体事業費：920百万円）

●愛宕駅東口駅前広場の完成形整備（愛宕駅周辺地区市街地整備事務所）総計4-2

駅前広場は、交通結節機能や広場機能として極めて重要であり、特に非常時においては、交通拠点、避難拠点、物流拠点になり得ることから、早期整備が必要である。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
測量試験費	実施設計	—	—
駅広整備工事	—	—	1期工事

●野田市駅西土地地区画整理事業（都市整備課）【再掲】

●歩行者ネットワークの整備（愛宕駅周辺地区市街地整備事務所）総計4-2

連続立体交差事業による踏切除却に併せ、愛宕駅周辺の歩行者ネットワークを整備することにより、歩行者の安全かつ快適な動線を確保し、東西市街地の一体化を図り、賑わいのあるまちづくりの基盤を作る。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
測量試験費	実施設計	—	測量・設計

用地買収	15 m ²	—	350 m ²
築造工事	—	w=4～9.5m, L=49m	—

(消防力の強化)

●常備消防活動体制の充実（消防本部）総計 4-1

多様化する災害に対応できるよう常備消防体制の充実・強化を図る。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
常備消防車両の整備	救助工作車1台更新 救急車2台更新	救急車1台更新	消防車2台更新

●消防団活動体制の充実（消防本部）総計 4-1 地防 4-3 風 5-3

地域における消防防災力の向上を図るため、消防団活動体制の充実を図る。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
消防団器具置場の整備	新築1棟 解体撤去1棟 測量業務1か所	新築1棟 解体撤去1棟	増築1棟 改修1棟

(消防水利の整備)

●消防水利の整備（警防課）総計 4-1 風 5-3

大規模災害時の消火用水を確保するため、計画的な耐震性貯水槽の整備を行う。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
耐震性貯水槽の新設			1基新設

(浸水対策の推進)

●河川の改修（管理課）総計 1-3 風 4-1

浸水被害を軽減するため、くり堀川等を改修することで、日の出町及び周辺地区の排水不良の解消を進める。下水道整備計画と整合を図りながら、排水不良地区を解消するため、河川及び排水路・管渠の整備を行う。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
くり堀川の改修	下層ボックスカルバート布設（4,100×3,300、L=24m）	下層ボックスカルバート布設（4,100×3,300、L=4.5m） 橋梁下部工 L=16.5m	下層ボックスカルバート布設（4,100×3,300、L=20m）
排水路の整備・管理	① 六丁四反調整池築造（掘削工 V=1,100 m ³ 、外構）	① 六丁四反調整池築造（測量・調査設計・用地買収）	① 六丁四反調整池築造（測量・調査設計・用地買収）

		② 西三ヶ尾排水整備（物件補償・道路改良） ③ 柏寺排水路（測量・調査設計） ④ 中里込角排水整備（U型水路1,500×1,500） ⑤ 上花輪新町排水整備	② 西三ヶ尾排水整備（物件補償・道路改良） ③ 柏寺排水路（測量・調査設計） ④ 中里込角排水整備（U型水路1,500×1,500） ⑤ 上花輪新町排水整備
--	--	---	---

事業名：野田市 22222 号線ほか（冠水対策）

（事業期間：平成 24 年～令和 7 年（予定）、全体事業費：3,920 百万円）

事業名：野田市 93710 号線（冠水対策）

（事業期間：令和 2 年～令和 4 年（予定）、全体事業費：463 百万円）

事業名：野田市 63030 号線（冠水対策）

（事業期間：令和 5 年～令和 7 年（予定）、全体事業費：117 百万円）

●浸水被害の軽減と対策の強化（雨水施設の整備）（下水道課）総計 4-1 風 4-1

近年の局地的な大雨に対し、浸水被害を軽減するため、対策を強化し、地域の状況に応じた効率的な雨水整備を行う。

関宿地区（阿部沼第 1 排水区内、宝珠花地区）の浸水被害の軽減を目的とした雨水対策として、阿部沼第 1 号調整池、阿部沼第 2 号調整池、阿部沼第 3 号調整池及び雨水幹線の整備を行う。

桜木地区（南部 2 排水区）の浸水被害の軽減を目的とした雨水対策として、南部 2 排水区の雨水幹線の整備を行う。

取組項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
雨水管渠等の整備 （50mm/h 対応）	○幹線整備 〔整備〕 設計	同左 〔整備〕 幹線工事 付帯工事	同左 〔整備〕 幹線工事 付帯工事
雨水施設の整備	○幹線整備 〔整備〕 調整池築造	○幹線整備 〔整備〕 調整池築造	○幹線整備 〔整備〕 調整池築造

計画名称：野田市における安全・安心な公共下水道の推進（防災・安全）（重点計画）

●洪水ハザードマップの修正及び配布（管理課）総計 4-1 風 4-1

洪水危険箇所について、円滑な避難を確保するために必要な事項を掲載した洪水ハザードマップを作成し、関係住民に周知を図る。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
修正及び配布			増刷 修正内容の精査

●内水ハザードマップの作成（下水道課）

内水危険箇所について、円滑な避難を確保するために必要な事項を掲載した内水ハザードマップを作成し、関係住民に周知を図る。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
作成		ハザードマップの作成（浸水シミュレーション・浸水想定区域図作成）	ハザードマップの作成（各課協議及び素案の作成）

計画名称：野田市における安全・安心な公共下水道の推進（防災・安全）（重点計画）

（農業用施設の維持管理）

●公共施設の計画的保全（農政課）

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保全計画	農道（目吹地区） 新五駄排水機場		
実施設計	出洲排水機場	桐ヶ作揚排水機場	農道（目吹地区） 新五駄排水機場
補修工事	新江川排水機場 船形揚排水機場 船形揚排水機場堤外排水路	出洲排水機場 新江川排水機場 新南部排水機場 木野崎幹線水路 小山揚水機場 上三ヶ尾大作排水路	新江川排水機場 木野崎幹線水路 桐ヶ作揚排水機場

（宅地の滑動崩落対策）

●大規模盛土造成地マップの作成及び調査（都市計画課）地防3-1

阪神・淡路大震災や東日本大震災等において、谷や沢を埋めた造成宅地又は傾斜地盤上に腹付けした大規模な造成宅地で、地滑りの変動（滑動崩落）が生じ造成宅地における崖崩れ又は土砂の流出による被害が発生したことから、既存の造成宅地について予防対策を進めるため変動予測調査を実施し、その結果を公表することで住民の滑動崩落被害に関する理解を深めるとともに、危険箇所の滑動崩落調査を行う。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
作成及び調査	経過観察	経過観察	地盤調査 安定計算

事前に備えるべき目標 2 救助・救急及び医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(物資等の供給体制の確保)

●防災備蓄品の整備（防災安全課）総計 4-1 地防 1-1

災害時の被災者支援体制を強化するため、帰宅困難者用を含む防災備蓄品を拡充するとともに、避難所に備蓄倉庫を整備する。

取組項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
防災備蓄品の整備	・消費期限の近い備蓄品の入れ替え	・消費期限の近い備蓄品の入れ替え ・追加された避難所への備蓄品整備	・消費期限の近い備蓄品の入れ替え

(応急給水体制の整備)

●災害時における非常用井戸水の供給（水道部）総計 4-1 地防 7-3

災害時における飲料水の確保のため、常用及び非常用井戸における地下水を飲料水として提供するための設備を保守・整備をする。

取組項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
給水施設の整備	東金野井浄水場 ・ No.1 ろ過機脚部耐震補強工事 中根配水場 ・ 非常用井戸取水井水位計更新工事 ・ 非常用井戸取水量計更新工事	東金野井浄水場 ・ No. 2 ろ過機脚部耐震補強工事	東金野井浄水場 ・ No. 3 ろ過機脚部耐震補強工事

●水道施設の改築・更新（水道部）総計 1-3 地防 5-4

安定給水を図るため、浄・配水場の電気・機械設備を更新する。

取組項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
浄水設備の更新	東金野井浄水場 ・ 後次亜注入設備更新工事		東金野井浄水場 ・ 計装設備更新工事

配水設備の更新	東金野井浄水場 ・監視カメラ更新工事 ・配水流量計更新工事 ・No.3 配水ポンプ更新工事 ・配水残塩計更新工事 中根配水場 ・No.1 配水ポンプ更新工事 ・遮断弁用差圧電送器更新工事 ・管理棟LED化工事 木間ヶ瀬浄水場 ・No.7 配水ポンプ更新工事 ・No.1 排水池排水ポンプ更新工事 桐ヶ作配水場 ・電気設備更新工事 ・No.3 配水ポンプ更新工事 ・No.1 配水池水位計更新工事 ・遠方監視装置更新工事	東金野井浄水場 ・ミニUPS更新工事 中根配水場 ・No.2 配水ポンプ更新工事 ・監視カメラ更新工事 ・管理棟LED化工事 木間ヶ瀬浄水場 ・遠方監視制御装置更新工事 ・非常用発電設備更新工事 桐ヶ作配水場 ・電気設備更新工事	東金野井浄水場 ・遠方監視制御装置更新工事 中根配水場 ・三ツ堀山崎地区テレメータ更新工事 木間ヶ瀬浄水場 ・非常用発電設備更新工事

●水道施設の整備（水道部）総計 1-3

未普及区域の解消や安定給水を図るため、配水管の布設などを行う。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
重要給水施設への耐震管による専用配水管整備	HPPE φ100 L=740m		

未普及区域への配水管（耐震管）整備	HPPE φ 50～φ 100 L=1,995m	HPPE φ 50～φ 75 L=1,300m	HPPE φ 50～φ 75 L=1,300m
老朽管耐震化整備	GX φ 150・HPPE φ 75 1,980m	GX φ 150・HPPE φ 50 ～φ 100 L=1,720m	GX φ 150・HPPE φ 50 ～φ 100 L=1,480m

（連続立体交差事業の整備促進）

●東武野田線連続立体交差事業（都市整備課）【再掲】

（医療関係者の災害対応力の向上）

●救急救命士の養成（消防本部）総計 4-1 地防 1-1

救急体制の充実を図るため、救急救命士の養成とともに、高度な救急救命処置を行うことのできる救急救命士を育成する。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
救急救命士新規養成	2名	2名	2名
ビデオ喉頭鏡気管挿管病院実習	6名	6名	6名
指導救命士新規養成			1名

●救急車及び救急隊の充実・強化（消防本部）地防 1-1

救急体制の更なる充実を図るため、日勤による救急隊を増隊するとともに、引き続き高度な救急救命処置を行うことができる高規格救急車を配備する。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高規格救急車の配備	2台更新	1台更新	

●救助活動体制の充実・強化（消防本部）地防 1-1

救助体制の充実を図るため、車両及び資器材の充実・強化を図る。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
車両更新	救助工作車1台更新		
資器材整備	エアータント1張	ドローン1機	ジェットスキー1艇

●消防署・所の非常用電源設備の整備（消防本部）総計 4-1 地防 1-1

発災時における災害対応機能を維持するため、消防活動拠点である消防庁舎の非常用電源設備等の整備を行う。

（物資等の供給に対する阻害要因の除去）

●学校・幼稚園立木伐採等事業（教育総務課）

小中学校及び幼稚園の敷地内植栽されている樹木のうち、民地や道路に越境し通行に支障を与えているもの及び校舎や電線等よりも高い樹木について、倒木などによって交通障害や停電を引き起こし、救助・救急活動等に支障を来さぬよう計画的に伐採等を行う。

令和元年度は枯れ木等を中心に伐採・^{せんてい}剪定を行った。令和2年度から3年度にかけては、校舎等よりも背の高い木等の強剪定等を実施する予定であり、大規模な伐採等はこれで終了する。その後は計画的に剪定をし、適正な樹木管理に努める。

（し尿処理体制の構築）

●マンホールトイレの整備（防災安全課、環境保全課）

災害時における避難所の衛生環境の向上を図るため、下水道の供用開始区域内に位置する避難所又はその周辺にマンホールトイレを整備する。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
簡易トイレ等の整備	避難所への備蓄	避難所への備蓄	避難所への備蓄
マンホールトイレの整備	マンホールトイレの整備方針の検討	マンホールトイレの整備箇所の検討	マンホールトイレの整備箇所の検討

（災害廃棄物処理体制の構築）

●災害廃棄物処理計画・マニュアルによる対応（清掃計画課）

災害発生時に円滑な廃棄物処理を行う。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能を確保する

(業務継続体制の構築)

●業務継続計画＜地震対策編＞による対応（行政管理課）総計 4-1 地防 1-1

継続的に計画の見直しを行うとともに、職員に対して計画の習熟を図るため、訓練・研修等の実施を検討する。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画の見直し	・業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編）の策定 ・職員研修の実施	・業務継続計画（震災編）の改定 ・業務継続計画（風水害編）の策定 ・職員研修の実施	・職員研修の実施 ・計画に沿った訓練の実施

事前に備えるべき目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

(防災行政無線を主体とした情報伝達手段の充実強化)

●防災用無線機器の更新（消防本部）総計 4-1 地防 1-2 風 1-2

災害時における防災関係機関相互の情報伝達を迅速化し、円滑な防災活動を行うため、基地局及び移動局の無線機器を更新する。

取組項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
基地局及び移動局更新	携帯無線機更新 4 台	携帯無線機更新 2 台	携帯無線機更新 5 台

事前に備えるべき目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない

(被災地における物資の確保)

●被災地における物資の確保（防災安全課）地防 5-4

燃料・食料等の物資を確保するために災害時受援計画を策定するとともに、物資の供給・輸送等に関する協定の締結を行う。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受援計画策定	計画案を検討中	計画案を検討	計画案を検討
石油協会	協定締結済み	協定締結済み	協定締結済み
トラック協会	協定締結済み	協定締結済み	協定締結済み

(強い農業を実現させるための農業施設などの整備増強、防疫対策)

●災害に強い農業を実現させるため、産地の基幹施設やストックポイントの整備、農業用機械の増強、家畜の防疫対策などを推進する（農政課）

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設・機械の増強 防疫対策	集出荷所蔵施設の整備 農業用機械の導入 防疫対策の検討・調整	集出荷所蔵施設の整備 農業用機械の導入 防疫対策の検討・調整	集出荷所蔵施設の整備 農業用機械の導入 防疫対策の検討・調整

(幹線道路等の維持修繕)

●市道及び道路附属物の維持修繕（管理課）総計 4-2

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幹線道路等の整備	舗装補修 工事延長 L=2,161m	舗装補修 工事延長 L=2,481m	舗装補修 工事延長 L=2,713m
法面・道路附属物の管理	—	—	—

事業名：野田市 修繕計画事業（舗装・点検・計画策定・修繕）

（事業期間：平成 29 年～、全体事業費：2,564 百万円）

事業名：野田市 修繕計画事業（道路附属物・点検・計画策定・修繕）

（事業期間：平成 30 年～、全体事業費：50 百万円）

事業名：野田市 修繕計画事業（法面・点検・計画策定・修繕）

（事業期間：平成 27 年～、全体事業費：6 百万円）

(幹線道路の整備)

- 都市計画道路中野台中根線の整備（道路建設課）【再掲】
- 都市計画道路堤台柳沢線の整備（道路建設課）【再掲】
- 市道の整備（道路建設課）【再掲】
- 生活道路等修繕事業（管理課）【再掲】

(橋梁等道路施設の維持修繕)

- 橋梁長寿命化（道路建設課）【再掲】
- 横断歩道橋・大型カルバートの管理（管理課）【再掲】

(密集市街地の環境整備（不燃領域率の向上）)

- 野田市駅西土地区画整理事業（都市整備課）【再掲】
- 梅郷駅西土地区画整理事業（梅郷駅西土地区画整理事務所）【再掲】
- 住環境整備事業（都市整備課）【再掲】

(防災拠点の強化（交通結節点の改善）)

- 愛宕駅西口駅前広場の整備（愛宕駅周辺地区市街地整備事務所）【再掲】
- 愛宕駅東口駅前広場の完成形整備（愛宕駅周辺地区市街地整備事務所）【再掲】
- 歩行者ネットワークの整備（愛宕駅周辺地区市街地整備事務所）【再掲】
- 野田市駅西土地区画整理事業（都市整備課）【再掲】

(物資等の供給に対する阻害要因の除去)

- 学校・幼稚園立木伐採等事業（教育総務課）【再掲】

(農業・農村のもつ地域資源の適切な保全管理)

- 農業生産基盤の維持、また農地の持つ多面的機能の保全のため、農地及び農業用施設の適切な維持管理を推進する（農政課）

事前に備えるべき目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(無電柱化の推進)

- 野田市駅西土地地区画整理（都市整備課）【再掲】

(上下水道の機能保持)

- 下水道施設の耐震化・更新（下水道課）地防 5-4

地震発生時に下水道の流下・処理機能を確保するため、管渠や処理場・ポンプ場の耐震化を進める。総合地震対策計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度で策定。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
管渠の耐震化	マンホールの耐震診断	マンホールの詳細設計	マンホールの浮上対策工事
ポンプ場の耐震化	平井汚水中継ポンプ場耐震詳細設計	川間南汚水中継ポンプ耐震診断	川間南汚水中継ポンプ耐震詳細設計

計画名称：野田市における安全・安心な公共下水道の推進（防災・安全）
（重点計画）

- 水道施設の耐震化（水道部）地防 5-4

災害発生時の安定給水を確保するため、水道施設の耐震化を行う。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水道施設の検討	配水池等水供給システムの再検討	—	—

(汚水処理機能の確保)

- 公共下水道の整備（下水道課）総計 1-3

座生川や利根運河等の水質改善を図り人口密集地域や認可区域の継続的な面整備の促進に努めている。

毎年、整備面積約 14ha・下水道整備率（人口）約 0.4%の進捗を図る。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公共下水道の整備	○面整備 ○幹線整備 [整備] 整備面積 13.0ha 整備延長 3.0km	同左 [整備] 整備面積 18.0ha 整備延長 4.0km	同左 [整備] 整備面積 12.0ha 整備延長 3.0km

計画名称：野田市における安全で安心な暮らしを支える公共下水道の推進（重点計画）

●ストックマネジメントの推進（下水道課）総計 1-3 地防 5-4

良好な生活環境を守り、安定的な下水道サービスを提供するため、下水道施設の適正な維持管理及び計画的な改築を行う。ストックマネジメント計画の計画期間は、平成 31 年度から令和 5 年度で策定。

取組項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
管路施設の点検・調査	汚水・雨水管路のカメラ調査		汚水・雨水管路のカメラ調査
管渠の改築	－	管路の修繕・改築計画策定	管路の修繕・改築実施設計
ポンプ場（機械・電気設備）の改築	平井汚水中継ポンプ場機械設備修繕改築詳細設計 川間南汚水中継ポンプ場電気設備改築工事		川間南汚水中継ポンプ場機械設備修繕改築詳細設計 平井汚水中継ポンプ場機械設備改築工事
マンホールポンプ場施設の更新	汚水ポンプ設備更新	汚水ポンプ設備更新	汚水ポンプ設備更新
マンホール蓋の更新	随時	随時	随時

計画名称：野田市における安全・安心な公共下水道の推進（防災・安全）

（密集市街地の環境整備（不燃領域率の向上））

- 野田市駅西土地区画整理事業（都市整備課）【再掲】
- 梅郷駅西土地区画整理事業（梅郷駅西土地区画整理事務所）【再掲】
- 住環境整備事業（都市整備課）【再掲】

（幹線道路等の整備）

- 都市計画道路中野台中根線の整備（道路建設課）【再掲】
- 都市計画道路堤台柳沢線の整備（道路建設課）【再掲】
- 市道の整備（道路建設課）【再掲】
- 生活道路等修繕事業（管理課）【再掲】

（橋梁等道路施設の維持修繕）

- 橋梁長寿命化（道路建設課）【再掲】
- 横断歩道橋・大型カルバートの管理（管理課）【再掲】

(連続立体交差事業の整備促進)

- 東武野田線連続立体交差事業（都市整備課）【再掲】

(農業用施設の維持管理)

- 公共施設の計画的保全（農政課）【再掲】

事前に備えるべき目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(民間建築物の適切な管理)

●空家等対策の推進（市民生活課）総計 4-1

空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画を策定し、空家の利活用などについて、広範な視点で検討を進める。

取組項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
空家等対策の推進	市内全域の空家調査の実施。	野田市空家等対策計画の策定。	野田市空家等対策計画に則った空家対策の実施。

(制御不能な複合災害・二次災害を発生させない)

●初期消火体制の充実強化（消防署）総計 4-1 地防 4-3

二次災害及び災害の拡大を防止するため災害の初期に常備消防の人員、車両等を投入し災害の拡大防止を図る。

取組項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
常備消防職員の増員	条例改正済み (定数 198 名) 実員 188 名	実員 190 名	実員 196 名

(密集市街地の環境整備（不燃領域率の向上）)

●野田市駅西土地地区画整理（都市整備課）【再掲】

●梅郷駅西土地地区画整理事業（梅郷駅西土地地区画整理事務所）【再掲】

●住環境整備事業（都市整備課）【再掲】

(公共施設の耐震化・計画的保全等)

●公共施設の耐震化（各所管課）【再掲】

●公共施設の計画的保全（各所管課）【再掲】

(幹線道路の整備)

●都市計画道路中野台中根線の整備（道路建設課）【再掲】

●都市計画道路堤台柳沢線の整備（道路建設課）【再掲】

●市道の整備（道路建設課）【再掲】

●生活道路等修繕事業（管理課）【再掲】

(橋梁等道路施設の維持修繕)

- 橋梁長寿命化（道路建設課）【再掲】
- 横断歩道橋・大型カルバートの管理（管理課）【再掲】

(上下水道の機能保持)

- 下水道施設の耐震化・更新（下水道課）【再掲】
- 水道施設の耐震化（水道部）【再掲】

事前に備えるべき目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

●防犯カメラの設置管理（市民生活課）総計 4-1

地域の安全を確保するため防犯カメラを設置する。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
防犯カメラ設置	158 台	168 台	178 台

●防犯パトロール隊の支援推進（市民生活課）総計 4-1

地域の防犯力の向上のため、防犯パトロールが継続的に活動できるよう、野田市防犯組合への支援を行う。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
野田市防犯組合への支援	補助金の交付、啓発物資の交付	補助金の交付、啓発講演会の実施	補助金の交付、啓発

（地域におけるコミュニティ活動の推進）

●自治会への加入促進（市民生活課）総計 5-1 地防 1-1

住民同士の助け合い、支え合いによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるため、自治会への加入を促進する。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自治会加入の促進	加入促進	加入促進	加入促進

（安全・安心な避難所の運営）

●避難所運営委員会の活動支援（防災安全課）地防 1-1

大規模災害発生時に、避難所を円滑に開設・運営する体制を整備するため、市民が主体となった避難所運営委員会を組織していく。

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
避難所運営委員会数	0	モデル地区の避難所運営委員会を組織	避難所運営委員会の組織を促進

（強い農業を実現させるための農業施設などの整備増強）

●災害に強い産地の基幹施設やストックポイントの整備、農業用機械の増強を行い、災害後であっても早期に農業を開始できる態勢を整え、市内産業における雇用を継続させる。（農政課）

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設・機械の増強	集出荷所蔵施設の整備 農業用機械の導入	集出荷所蔵施設の整備 農業用機械の導入	集出荷所蔵施設の整備 農業用機械の導入

(公共施設の耐震化・計画的保全等)

- 公共施設の耐震化（各所管課）【再掲】
- 公共施設の計画的保全（各所管課）【再掲】

備考

※総合計画との整合を図る必要があるため、アクションプラン編の各項目に総合計画の基本計画の該当箇所を表示する。また、地域防災計画の該当部分についても記載する。

例 1) 総計 3-1 → 総合計画

3 は基本目標の番号、1 は基本方針の番号

例 2) 地防 8-1 → 地域防災計画 震災編

第 2 章 災害予防計画 第 8 節の項目 第 1 の内容

例 3) 風 4-3 → 地域防災計画 風水害編

第 2 章 災害予防計画 第 4 節の項目 第 3 の内容